

## R・ドゥオーキンにおける

### 生の不可侵性と生死に関する決定

日 笠 晴 香

はじめに

医療における自己決定を将来にまで拡張する方法として、「事前指示 (advance directive)」がある。事前指示とは、将来意思決定し得ない状態になった場合にどのような治療を望むか、あるいは拒否するかを、「対応能力を有している (competent)」時点で意思表示しておくことである。R・ドゥオーキンは著書『ライフズ・ドミニオン』<sup>(1)</sup>において、事前指示の厳密な尊重を擁護する。例えば、進行した認知症患者が苦痛を感じずに生を享受していると判断される場合であっても、事前指示に従った肺炎治療の差し控えは承認されるべきだと主張する。

ドゥオーキンにおける事前指示尊重は、生死に関する決定において本人の意思決定を尊重すべきだという考察を基盤としている。一般に、生死に関する本人の意思決定尊重と、延命可能な生の終了を悪とすることとの間には、しばしば対立が起ると考えられる。しかしながら彼は、生の不可侵性について考察し、「生の喪失」が悪なので

R・ドゥオーキンにおける生の不可侵性と生死に関する決定

はなく、「生の挫折」が悪なのだと述べ、生死に関する本人の意思決定を尊重することが、生の不可侵性を尊重することになるのだと主張する。

この主張に対してR・ドレッサーは、ある場合には事前指示を無効にする介入が許容されるべきだと反論する。以下で論じるように、ドゥオーキン理論の一貫性を考察することを通して、彼女の反論の一部は成功するものではないことが理解される。とはいえ同時にその反論は、人間の有するある一面を優位に置くドゥオーキン理論の問題点を指摘するものでもあると考えられる。本稿では、生の不可侵性の尊重と生死に関する決定との関係について、ドゥオーキンの理論を考察した上で、その理論の問題点を明確にしたい。

そこで本稿のIでは、生死に関する決定問題における見解の相異の根底には、生の不可侵性についての理解があるというドゥオーキンの指摘を、IIでは、生の不可侵性に関するドゥオーキンの主張を、IIIでは、ドゥオーキンにおける生の不可侵性と批判的利害関心との関係を考察する。その上でIVでは、ドレッサーの反論に答えるかたちでI、II、IIIで考察したドゥオーキン理論の一貫性を確認し、ドゥオーキンの主張の問題点を明らかにする。

## I 生死に関する決定問題の根底にあるもの

ドゥオーキンは、中絶と安楽死は共に生を意図的に終わらせることであり、これら生死に関する決定の根底には共通の問題があると指摘する。そして生死に関する決定問題の核心を明確にすることで、それに対する様々な見解が共存し得る仕方を提案しようとする。

生死に関する決定問題の核心を明らかにするために、ドゥオーキンはまず、中絶反対論を次の二つに区別する。

第一のものは、生の持続についての「利害関心 (interest)」を含むそれ自身の権利に関する利害関心を、胎児は妊娠開始時から有するのであり、それゆえ胎児の利害関心や権利を侵害する中絶は許容されないと、という反対論である。これによれば、成人を殺すことがその人の殺されない権利を侵害するのと同様、胎児を中絶することは胎児の権利を侵害することになる。これは、胎児を含む全ての人間が有する権利を前提とし、そこから派生するものであるため、「派生的 (derivative) 理由」に基づく反対論と呼ばれる。第二のものは、人間の生は、自身の感覚や利害関心や権利を有するに至る前であっても、開始された瞬間から内在的 (intrinsic) 生来の (innate) 価値を有しており、それ自身神聖なものである。中絶はこの内在的価値と神聖さを尊重しないものであるから許容されない、という反対論である。これは、人間が有する利害関心や権利を胎児が有するか否かという事柄からは独立したものであるため、「独立的 (detached) 理由」に基づく反対論と呼ばれる (LD, 11)。

一般に中絶反対論者は、胎児は妊娠開始時から人である、あるいは、胎児は潜在的な人であるという理由で、中絶は殺人と同じであると主張したり、中絶は生の神聖さを尊重しないものであるから許容されないと主張したりする。しかしこれらの主張は非常に多義的だと言われることも多い。そのためドゥオーキンは、胎児の利害関心と生の神聖さとに焦点を当てて「派生的理由」と「独立的理由」とを区別し、様々な中絶反対論をこれら二つの理由のどちらかに基づいた主張とみなす。その上で、派生的理由に基づく反対論が有効ではないことを明らかにする。

というのも、ドゥオーキンによれば、「あるものが何らかの意識の形態——身体的であるばかりでなく精神的でもあるような何らかの生——を有していないか、あるいは有したことがなかった場合に、そのものが——たまたまそのものに起こる出来事の重要性とは区別されるような——それ自身の利害関心を有していると考えすることは、意味のないことである」(LD, 16)。つまり、何らかの意識形態を有することが、それ自身の利害関心を有する前提

条件になる。苦痛を感じ得るものはその回避についての利害関心を有するが (LD, 16)、胎児は母体外で生存可能となる時点まではそうした感覚を持たないといえる (LD, 17)。そのため妊娠初期の胎児はそれ自身の利害関心を持たない。さらに、苦痛を感じる能力を有するとしても、それだけでは生の持続についての利害関心を有することにはならない。例えば、著作の悪評を書くという行為のように、肉体的苦痛を与えなくともある人の利害関心に反する行為は存在する。苦痛を与えることなく殺すことも、生の持続についての利害関心に反する。このように、生の持続についての利害関心を有するとうきには、苦痛を感じる能力よりも複雑な能力を有することを前提としている。この複雑な能力とは、楽しんだり楽しめなかったり、愛情や感情をもったり、期待したり挫折したりするような能力のことである。この能力が、生の持続についての利害関心を根拠づけている (LD, 17)。このことから、生の持続についての利害関心を胎児は持っていないことになる。そのため、生の持続についての利害関心と権利を胎児は有するので中絶は許容されない、という反対論は有効ではない。妊娠初期であっても中絶に反対する主張は、派生的理由に基づいては成り立たず、独立的理由に基づくしかないことになる。

独立的理由は、安楽死の問題においても重要である。ある人々は独立的理由を支持する故に、次のように考えることがあり得るからである。すなわち、遷延性意識障害患者の生命維持装置を撤去することが、本人の利害関心に反さないと考えられる場合もあり得るが、その場合もその生は内在的価値を有し、神聖なものなので、生命維持装置の撤去は許容されないと考え得る。しかしドゥオーキンは、人間の生の内在的価値や神聖さについて考察を進め、ある場合には生命維持装置の撤去は許容されると主張するのである。

## II 生の不可侵性

人間の生が一旦開始されたら、たとえある特定の個人にとっては早死 (premature death) が悪いことではないとされる (その人の利害関心に反さない) 場合であっても、早死それ自体が悪いことである (人間の生の内在的価値や神聖さを尊重しないことなので許容されない) と考えられる。これが生死に関する決定問題の根底にある、人々の確信である。このことを明らかにしたドゥオーキンは、生の「神聖さ (sanctity)」を「不可侵性 (inviolability)」と互換的なものとして捉え、人間の生の内在的価値、あるいは不可侵性という観念を明確にしようと試みる (LD, 24.73)。

初めに、「あるものが価値を有する」という場合の価値が三つに区別され、人間の生が内在的価値を有するということの意味が考察される (LD, 71)。第一に、あるものの価値が、人々の欲するものを得ることに役立つという、そのものの有用性や能力に依存している場合、それは手段的に (instrumentally) 価値あるものである。第二に、あるものの価値が、たまたまそれを欲する人々にとってのみ価値がある場合、それは主観的に (subjectively) 価値あるものである。第三に、あるものの価値が、人々がたまたま享受したり、欲したり、必要としたり、その人にとってよいものであることとは独立したものであるならば、そのものは内在的に (intrinsically) 価値あるものである。

この第二の主観的価値と、第三の内在的価値との区別は、この先の理論を理解する上で重要だと思われる。ここでの区別として強調されるべき点は、ドゥオーキンが説明している次の点である。すなわち、主観的価値とは、あるものがたまたまある人にとって有する価値であり、それを価値あるものとみなさない人が間違っているとか、真

に価値あるものを適切に尊重していないとは考えられないものである。これに対して内在的価値とは、ある人にとって価値あるものとされることは独立して、あるものがもともと有する価値であり、尊重し保護されるべきだと考えられるものである。<sup>(4)</sup>

ドゥオーキンによれば、人間の生に関して、ある人がどれくらい生き続けることを望んでいるか、あるいはどれくらい生き続けることがその人にとってよいことなのかという観点から、ある人の生の人に対する価値を考えると、その生を主観的価値を有するものとして扱っている (LD, 72-73)。これに対応するように内在的価値を説明するならば、ある人の生がその人に対してどのような価値を持つかということから独立して、人間の生はそれ自体価値があるという観点からある人の生の価値を考えると、その生を内在的価値を有するものとして扱っているといえる。ドゥオーキンの主張においては、ある生の主体がその生に関してもつ利害関心は、ある程度その生に関する主観的価値に依拠していると考えられる。<sup>(5)</sup>そしてそのような利害関心や主観的価値とは独立したものとして、生の内在的価値や不可侵性が捉えられている。

ドゥオーキンは、ある生の主体にとってその生が有する主観的な価値を、「個人的価値」と呼ぶ。彼によれば、妊娠初期の胎児は自身の利害関心も権利も有していないため、胎児の生の個人的価値は存在しないことになる。しかし胎児を含むいかなる人間の生も、生の個人的価値だけでなく内在的価値も有すると考えるなら、中絶や安楽死は依然として複雑な問題なのである (LD, 73)。

ドゥオーキンは、より多くあればあるほどよいという増加志向的に価値ある (incrementally valuable) ことと区別して、人間の生が有する内在的価値を、一旦存在したからにはその限りで価値があるという、神聖あるいは不可侵な価値 (sacred or inviolable value) だと指摘する (LD, 70-73)。増加志向的に価値あるものは、より多く

存在する方がよいと考えられるものである。これに対して不可侵な価値を有するものは、より多く存在するほうがよいのではなく、それが存在するからにはそれを尊重しなくてはならないと考えられるものである。そしてこの不可侵性は、次のように定義される。「あるものが神聖もしくは不可侵であるのは、その意図的な破壊 (deliberate destruction) が、尊重されるべきものを侮辱することになる場合である」(LD, 74)。ドゥオーキンによれば、我々は人間の生を不可侵なものと考え、人間の生は一旦開始されたなら破壊されずに成長することが重要であると考えている。

では、あるものが不可侵なものとされるのは何によってであろうか。ドゥオーキンによれば、あるものが不可侵なものとなるに至る過程は、次の二つに区別される (LD, 74)。第一に、「関連や指示」によるものである。つまり、あるものは神聖なものに関連づけられるために不可侵なものとされる。例えば、国のシンボルとしての国旗は、国家の権威に関連づけられるために、人々は旗を不可侵なものとみなす。第二に、「それ自身の歴史」によるものである。例えば、芸術が不可侵なものともなされるのは、それが価値があり尊重すべきものともなされている人間の創造の過程を体現しているためであり、動物の種が不可侵なものとなるのは、種の発展をもたらした進化的過程を体現しているためである。人々が生み出した芸術や文化に対して示す尊重と、自然が生み出した動物の種の保存に関して示す尊重とから、不可侵性の基礎をなすものには人間が産出したものと自然が産出したものがあることが明らかになる。このようなドゥオーキンの考察においては、あるものが不可侵なものとなるのは、それが生み出される過程において、価値あると考えられるものが投入されたことによる。この価値あると考えられるものは、自然や人間によって投入されるものであり、ドゥオーキンはこれらを自然的資源投入 (investment) と人間の資源投入と言います。ドゥオーキンによれば、例えば成熟した女性は、自然的創造の産物というだけでなく、

同時に人間の創造的知性の産物であり、また両親や他の人々の産物であり、彼女の属する文化の産物であり、彼女自身の選択を通して彼女自身が創造した産物でもある (J.D., 88)。この自然と人間の様々な資源投入のゆえに、個人の人間の生は尊重と保護を要求する。

しかし、資源投入の産物の不可侵性に対する人々の確信には、程度や選択がある。例えば、ある種の毒ヘビよりもある種の鳥が絶滅する方が悪とされたり、人間的資源投入の産物であっても自動車は不可侵なものとはされなかったりする。つまり、不可侵性を根拠づけるのは自然や人間の資源投入であるが、それらによって産出された全てのものが同等に不可侵なものではなく、その中のあるものが不可侵なものとされる。その際、人間や自然が創造する過程に対する人々の畏敬や、その産物に対する人々の畏敬との相互関係は、感覚や直観の複雑なネットワークである、とドゥオーキンは説明する (J.D., 81)。不可侵性の根拠を資源投入としながら、資源投入の産物の不可侵性には程度の差があるという考察は、ドゥオーキンの洞察の重要な点であると考えられる<sup>6)</sup>。

ドゥオーキンの主張によれば、さらに人々は「人間の生の破壊 (waste)」に関して、ある場合の方が他の場合よりも一層悪いことだと考えている。生の破壊が悪いことであるという場合の程度、あるいは生の不可侵性を尊重しないことへの程度が、どのように考えられているのかを説明するために、ドゥオーキンは「生の喪失 (loss)」ではなく「生の挫折 (frustration)」という観点を提出する。

生の喪失という観点は、早死によって短縮された生が、早死しなければどほど長く維持されることになったかという、将来の可能性に焦点を当てるものである (J.D., 86)。この観点を採用するなら、妊娠初期の中絶の方が妊娠後期の中絶よりもいっそう生の不可侵性を尊重しないものだということになる。しかしながら、多くの人は妊娠後期の中絶の方がいっそう悪だと考えている。そこで、生の破壊の悪さ、生の不可侵性を尊重しないことへの程度を



比較するために、ドゥオーキンは生の挫折という観点を採用するのである。生の挫折という観点は、将来の可能性のみに焦点を当てるのではなく、過去に起こったその生への資源投入に焦点を当てるものである (LD, 87)。この生の挫折という観点は次のように説明される。

我々はすでに述べたように、人間の成功した生にはある種の自然の道筋があると考えている。それは単なる生物学的成長——妊娠、胎児の成長、そして幼児——に始まるが、しかしそれから、単に生物学的形成によるだけでなく、社会的・個人的訓練と選択によって決定され、様々な種類の人間関係や功績を満たすことで頂点に達するような仕方で、幼年期、青年期、そして成年期の生に及ぶ。そして通常の生存期間の後、自然死によって終了する。この通常の生の過程が早死やその他の方法によって挫折させられる時、通常の生の物語を作りあげている自然と人間の創造的な資源投入が破壊されるのである。しかし、このことがどれほど悪なのだろうか——どれほど挫折が重大なことなのか——ということは、それが生のどの段階に起こるかという事に依拠している。というのも、人が自分自身の生に対して重要な個人的資源投入をした後に起こる場合の方が、その前に起こる場合よりもその挫折はより大きく、その資源投入が実質的に満たされた後や、あるいはほぼ満たされた後に起こる場合の方が、その挫折はより小さいからである (LD, 88)。

人間の生は不可侵なものであり、生の破壊はそれ自体悪いことであった。しかし、すべての生が同一の不可侵性を有しているわけでも、あらゆる場合の生の破壊が同等に悪であるというわけでもない。生の不可侵性の程度は、生の挫折という観点によって個別にはかられることになる。

ドゥオーキンによれば、生の挫折を引き起こす仕方は二つある。第一のものは、早死である。自然的資源投入もしくは人間の資源投入は、早死によって活かされない (unrealized) ままとなる。第二のものは、その人が強く望むものを獲得したり、十分に繁栄した生を送ったりするための機会を台無しにするような、身体的障害や貧困や取り返しのつかない失敗などである (UD, 88-90)。この二つの挫折の仕方について、「早死の選択は、少なくともある場合には生の挫折を最小限に抑えるものであり、それは生の不可侵性を尊重しないものではなく、それを最も尊重するものである」という考えと、「他のいかなる挫折のコストがあるとしても、早死は常に生の最も深刻な挫折である」という考えとで、実際は人々の見解は相異している。これをドゥオーキンは、人間的資源投入をより重要視すべきだという信念と、自然的資源投入が常に最重要視されるべきだという信念との対立として考察する。人々は「生の不可侵性」を尊重するという点では一致していながら、自然的資源投入と人間的資源投入との相対的な重要性について、異なった立場をとり得るのである。

生に対する自然的資源投入が最優先されるという考えを否定し、生に対する人間的資源投入も同様に重要であり、破壊されるべきでないと思えるなら、中絶や安楽死には生の不可侵性という価値を擁護することがある、とドゥオーキンは主張する。例えば、出産によってその女性自身の生に対する人間的資源投入が挫折させられる場合、胎児の生に対する自然的資源投入の挫折よりも深刻だとして、この場合の中絶は許容されることも考え得る。またある場合には、自身の早死の選択は自然的資源投入が挫折させられることではあるが、人間的資源投入が著しく挫折させられた状態で生き続ける選択よりも、生の不可侵性をより尊重するものであると考えることも可能なのである。ドゥオーキンは、生の不可侵性についてのこのような見解の相違を踏まえた上で、各人が自らの信念に従って熟慮し、生の不可侵性を最も尊重する選択を行うことこそを承認すべきだと主張する。<sup>(1)</sup>

### Ⅲ 生の不可侵性と批判的利害関心

これまで主として中絶問題に沿って、生の個人的価値から独立した、生の不可侵性についてのドゥオーキンの考えを明らかにした。通常、安楽死に関しては、本人が自らの生についてどのように考えるかという、生の個人的価値が問題になると考えられている。これに対してドゥオーキンは、「批判的利害関心」という観点によって、生死に関する本人の決定の尊重と、生の不可侵性の尊重とが対立しないと主張する。

一方では、遷延性意識障害状態で生き続けるよりは死ぬことを希望し、他方では、激しい苦痛やほとんど無意識の状態が続く中でも生き続けることを希望しもある。ドゥオーキンによれば、このように人が生死に関する決定を重視するのは、全体としての生がどのようなものであるかに対して生の最終段階が影響を与えると考えているからである。この「どのように死ぬか」についての関心を理解するために、「どのように生きるか」についての関心を理解しなければならぬ。彼はこのように捉え、人々が一方よりも他方のやり方で生を送ることを望む際、そこには二種類の利害関心が関係していると主張する。そのうちの一方は「経験的利害関心 (experiential interests)」であり、他方は「批判的利害関心 (critical interests)」である。そして彼は、後者の方が前者よりも重要な利害関心だと考えるのである。

経験的利害関心とは、映画鑑賞やおいしいものを食べることが好きであったり、歯科医院に行くことや苦痛を嫌がるというような、欲求や嗜好やそれを経験するのが快か不快かといった利害関心である。また、これらの経験が有する価値は、各人によって判断されるものであり、ある経験を好まない人が間違っているわけではなく、好まない経験をしたとしてもその人の生全体が悪いものになるというわけでもない (LJL, 2007)。

R・ドゥオーキンにおける生の不可侵性と生死に関する決定

批判的利害関心とは、単なる経験的な好みではなく、自らの生を全体として考えた時に、親密な友人関係の享受はよいことだと考えたり、仕事上の成功を重視したりするような、自らのよしとする生に関する利害関心である。これらは、単にたまたまそのような経験を欲するのではなく、それを欲するべきだと考えられ、それを欲しない生は悪いものになるであろうと考えられるものである。生を全体としてよいものにするのに役立つ事柄に関する確信は、この批判的利害関心に関する確信である (LD, 201-202)。

ドゥオーキンによれば、全ての人が自身の生を常に全体として意識しているわけではない。しかし、我々が意識的にそうするかしないかに関わらず、我々は自らの生にふさわしいと考える様々な選択や決定をしており (LD, 202)、生を全体として「統合性のある創造的物語 (integral creative narrative)」にすることが重要だと考えている (LD, 205)。すなわち、人々は自らの生の統合性について配慮するために、生の全体としての価値に大きく影響すると考えられる、生死に関する決定を重視する。そしてこの「統合性 (integrity)」という観念が、以下に挙げられる批判的利害関心の二つの側面を結びつけるものである (LD, 205-206)。

ドゥオーキンによれば、一方で批判的利害関心はその人の人格性に依拠している。しかし他方で、ある人がその人にとって正しい選択をしたと考えていても、生に関する本当に重要なものについてのその人の判断が間違っているかもしれない (LD, 206)。すなわち、批判的利害関心は単に個人的なものでもなく、その人がどう感じるかという主観的なものでもない。しかし、批判的利害関心は誰にとっても同じものであるというわけでもない (LD, 206)。批判的利害関心についてこれらの極端な見解は適切ではなく、ドゥオーキンの考えでは、むしろ次のようなものだけといえよう。生の主体がその生をどう感じるかということは独立して、生に関して本当に重要なものについての確信がある。その主体がこの確信を自らの生に適用する場合に、どのように受け止めるのかもとも適切かを考え

ることが、批判的利害関心である。ドゥオーキンの主張においては、批判的利害関心が単に主観的価値ではないという点が重要なのである。

ところでⅡにおいて考察したように、生の不可侵性についての人々の確信は、人間の生が一旦開始された以上はその生がよく進むこと、つまり生に対する資源投入が活かされることが内在的に重要であるという確信であった。ドゥオーキンは、生の不可侵性についての確信と、ある人の批判的利害関心との関係を次のように述べる。

自身の批判的利害関心についてのある人の確信は、彼自身の人間の生がよく進むということが、どのようなことを意味するのかについての見解であり、それゆえこのような確信は、生の神聖さに対する彼の総括的な深い関与 (general commitment) の特別な適用として、最もよく理解し得る。彼は単に自身の生を享受するだけでなく、自身の生を熱心に価値あるもの (something) にしようとしているのであり、彼は彼自身の生を、彼が責任をもつ神聖なもの、彼が破壊してはならないものとして扱うのである (LD.215)。

人々は、単に自身の生を個人的にどう感じるかが重要だと考えるのではなく、生をその人が責任を持つべき不可侵なものとして、その人が破壊してはならない価値あるものとして考えている。批判的利害関心についてのドゥオーキンの主張は、人間の生が有する個人的価値と、これから独立した生の不可侵性とを関係付けるものだと考えられる。その主張においては、批判的利害関心は、主観的価値から独立した、生の不可侵性についての確信を基礎としている。言い換えれば、生の不可侵性についての確信を自らの生に適用したものが批判的利害関心である。このようにみれば、ドゥオーキンの考察においては、個人的価値から独立した生の不可侵性を尊重することと、批判的利

害関心に基づいた本人の決定を尊重することが互いに矛盾しないものとなる。例えば、ある状態で生き長らえることは自らの生をより悪いものにすると考える人は、それを回避することこそ、自らの生の不可侵性に対してより多くの尊重を示すことになる。このようにドゥオーキンは述べ、「良識のある社会 (decent society)」は、集団的判断を個人に強制すべきではなく、個人の責任として生についての決定を認めるべきだと主張するのである。

#### IV ドゥオーキンの主張についての批判的考察

これまで考察してきたように、ドゥオーキンによれば、生死に関する決定に際して、人々は生の不可侵性を最も尊重するための決定をするのであり、自らの生の内在的価値を最も尊重するために、自らの批判的利害関心に基づいて決定をするのである。

この理論から導かれる事前指示尊重の主張に対して、ドレッサーは次のような反論をしている。意識のある個人の利害関心を保護するための州の働きかけが承認されるのならば、認知症患者の利害関心を保護するために、ある場合には事前指示尊重を制限する州の働きかけも承認されるのではないか。<sup>8</sup> 彼女はこの点について、認知症患者のQOLが保たれる限り、ある場合には事前指示を無効にして患者の生の継続を確保することが正当化されると主張する。

これまで考察してきたドゥオーキンの理論では、次の二点から彼女の反論は成功していないと言わざるを得ない。第一に、苦痛を感じる能力を有するものは、それを回避することについての利害関心をもつ。しかし、より複雑な能力を持たなければ、生の持続に関する利害関心をもつとはいえない。<sup>9</sup> この主張によると、進行した認知症患者は

苦痛を回避する利害関心はもつが、生の持続についての利害関心は有していない。ドゥオーキンの主張の中心は、自らの生に関する権利と利害関心、また、生の不可侵性についての自らの信念を実現することに関する人々の権利と利害関心の保護が州の役割である、というものである。<sup>⑥</sup>つまり、認知症患者はより複雑な能力をもたないために生の持続についての利害関心をもたず、そのため州は、認知症患者の生を継続させるための役割を持たないのである。

第二に、経験的利害関心よりも、批判的利害関心の方が重要な利害関心である。進行した認知症患者は経験的利害関心を保持していても、自らの批判的利害関心に基づいて生死に関する決定をすることはもはやできない。そのためドゥオーキンの主張では、本人の批判的利害関心に基づいて作成された事前指示に従って、生死に関する決定をしなければならず、事前指示尊重がその人の生の不可侵性の尊重にもなるのだと考えられる。

これらの点から、ドゥオーキンの理論では、進行した認知症患者が苦痛を感じずに生を享受していると判断される場合であっても、本人の事前指示に従った治療の差し控えが承認されるべきなのであり、これは生の不可侵性と個人の利害関心についての考察から導かれる結論なのである。そのため、この点についてのドレッサーの反論は、苦痛を回避する利害関心を保護するための事前指示の方法を要求するものではあっても、<sup>⑦</sup>ドゥオーキンの事前指示尊重の主張に対する反論としては成功していない。

しかしながら彼女の反論は、画一的に批判的利害関心を優位におくドゥオーキンの主張の問題点を指摘するものだと考えられる。彼女の反論の背景には、批判的利害関心と同様に経験的利害関心も尊重すべきだという主張がある。つまり、もはやかつて有した批判的利害関心について関心をもたない認知症患者にとって、現在有する経験的利害関心が重要だと考えるのである。そのため、批判的利害関心のみによって自らの生の不可侵性尊重の仕方を

決定しうるのだという主張に対して、もはや経験的利害関心しかもたない人の生については批判的利害関心のみによつては決定し得ないと反論している。ドレッサーの主張が示唆するように、ドゥオーキンの理論は、人間の有する批判的利害関心のみを優位に置くために生起するある問題を含んでいる。

改めて確認しておきたいのは、ドゥオーキンの主張における生の不可侵性の相対化である。彼の主張では、生の不可侵性は、その存在自体を破壊してはならないということを要求するものではなく、その存在自体を破壊することとはある場合には許容され得るものであった。F・M・カムは、通常考えられているような、ある実体の破壊についての強力な不許可を含蓄する不可侵性と、ドゥオーキンの主張する不可侵性とは異なるのだと述べ、次のように主張する。「不可侵性についてのドゥオーキンの観念は、単に、何か死んだり破壊された時、何か悪いことが起こつたのだというものであり、このような死についての禁止を道徳的に無効にすることは——たとえ絶対的に不可能でなくても——極端に困難だというものではない。しかし、通常理解されるような不可侵性の基準は、後者である」。彼女が述べているように、ドゥオーキンの主張する生の不可侵性は、生の破壊を悪とするものではあるが、生の終了を禁止するものではない。彼の主張する生の不可侵性とは、生に対する資源投入を基盤とするものであり、生を終了させることが不可侵性に対する侵害ではなく、生を破壊すること、つまり資源投入が挫折することが不可侵性に対する侵害だと考えられているからである。ここでのドゥオーキンの主張は、IIでみたように、生の破壊の悪さの程度が比較可能な構造になっている。このため、より悪い破壊を防ぐためのより悪くない破壊は許容されることになり、通常生を終了させることを禁止するものと考えられる不可侵性が、生を終了させることを許容するものになっているのである。

彼のこの主張の背景には、ある生に対する資源投入が活かされた後では、生の終了はより悪くないことだという



考えがあった。しかし、ある生に対する資源投入は、どのような状態で活かされたことになるのかは明確に述べられていない。確かに一方では、様々な努力や選択を通してある人が目標を達成し、その後年老いて死を迎える時、その生の終了は悪いことではないと考えられ得る。この場合、ある計画が様々な努力によって成功したのと同様に、資源投入が活かされたと考えられるのは理解できる。しかし他方では、重度の障害をもつ子どもの養育や、遷延性意識障害患者や終末期の人のケアを考えると、それらの人に対する資源投入が活かされるとはどのようなことを指すのだろうか。また、自然的資源投入は、どのようにすれば活かされるのだろうか。ドゥオーキンの理論では、批判的利害関心を有する人は、自らの生の不可侵性を尊重する仕方を決定することができた。しかしこれまで述べたように様々な人の場合を考えるなら、本人の批判的利害関心のみによってその生の資源投入や挫折の程度を比較することは困難であろう。また、批判的利害関心を過去にも将来にも有さない人の生の不可侵性について、誰がどのように判断しうるのかも明確ではない。

さらに、前に述べたドレッサーの主張は、批判的利害関心を有する人だけを決定の主体にすることに對する批判でもあった。確かに私たちは全体としての生を気にかけるが、もはや経験的利害関心しかもたないとされる認知症患者の生の主体は、現在生を送るその人であるとも考えられる。また、生に對する本人の資源投入だけでなく、常に他の資源投入もその生に加えられているはずである。人間の生についてこれらの側面を考慮するなら、批判的利害関心を有する主体のみがその生について決定しうるといえるのは、ある一面だけ強調して人間の生を捉えるものである。経験的利害関心と批判的利害関心とは共にある人を構成する重要な要素であり、両者が相互に関連しあっているはずである。両者の区別を強調し、経験的利害関心よりも批判的利害関心が重要だとする観点から人間の生を捉えるドゥオーキンの理論は、問題を含むものだと考えられる。

## おわりに

「生の不可侵性の尊重」と「生死に関する本人の決定の尊重」とを両立可能なものと主張するドゥオーキンの理論は、ある面では生に対する我々の考えからそれほど隔たったものではない。例えば、妊娠初期の中絶に関する考えや、徒な延命処置は行わない方がよい、あるいは本人の残した意思表明次第だ、という考えにはある程度納得できる。しかしそれにもかかわらずドレッサーの主張の検討においてみたように、彼の主張する批判的利益関心の優位は多くの問題を含んでいる。さらに、経験的利益関心と批判的利益関心との区別の難しさや、生の主体をどのようなものか捉え、その生についての決定において「誰の意思が」尊重されるべきかについても、議論の余地があると思われる。またこの問題と関連して、事前指示をめぐる議論についても、稿を改めて論じることにはしたい。

## 文献表

- LD : Ronald Dworkin, *Life's Dominion*, New York, 1994. 『ライナス・ドゥニコーン』水谷英夫・小島妙子訳、信山社、一九九八年。
- Dresser, Rebecca. 1995. "Dworkin on Dementia. Elegant Theory, Questionable Policy", in: *Hastings Center Report*, Vol. 25, No. 6, pp. 32-38.
- Kamm, F.M. 2004. "Ronald Dworkin's Views on Abortion and Assisted Suicide", in: *DWORKIN AND HIS CRITICS WITH REPLIES BY DWORKIN*, Blackwell Publishing, pp. 218-240.
- Quante, Michael. 1999. "Precedent Autonomy and Personal Identity", in: *Kennedy Institute of Ethics Journal*, Vol. 9, No. 4, pp. 365-381.
- Shiffrin, Seana Valentine. 2004. "Autonomy, Beneficence, and the Permanently Demented", in: *DWORKIN AND HIS CRITICS WITH REPLIES BY DWORKIN*, Blackwell Publishing, pp. 195-217.

Tooley, Michael. 1972. "Abortion and Infanticide", in: *Philosophy and Public Affairs*, Volume 2, Number 1, pp.37-65. 森岡正博訳「嬰児は人格を持つか」『ネイオエニックスの基礎』加藤尚武他編、東海大学出版会、一九八八年、九四～一〇頁。

註

- (1) 『ライフス・コミュニケーション』からの引用箇所の指示については、IDの略号を用いて本文中に組み込む。略号に続けてページ数を記す。
- (2) 以前はdementiaの訳語として、「痴呆症」という語が使用されていた。しかし二〇〇四年から日本では「認知症」という語が使用されることになった。本来dementiaという語が「心(mind)がなくなった・心の正常な状態をはずれた・心が狂った」状態を意味することを考えると、「認知症」という用語では不十分な面があると考えられるが、「痴呆症」よりは適切であると考えられるので、社会的な流れに従い、本稿では「認知症」という語を使用することにする。
- (3) 現在では、生命維持装置の撤去がもたらす死は、安楽死とはみなさないのが国際的に主流となっているように思われる。しかし、ドゥオーキンはこのことを安楽死と区別して論じていないようなので、ここでは彼の用語法に従って、この問題を安楽死問題として扱うことにする。
- (4) [Kamm 2004:218] は「ドゥオーキンの述べる内在的価値を、「ある人がそれに関心をもつかどうかから独立して存在する、客観的価値でもある」と説明する。つまり、ドゥオーキンにおける内在的価値とは、内在しつつも客観的な価値だと考えられる。
- (5) [Stifflin 2004:195] はこの点について「ドゥオーキンの主張を次のように要約する。人間の生が有する主観的価値は、生の主体がその生に関してもつ利害関心という機能(function)であり、また、生の主体がその生に関する利害関心をもたないときでさえ、人間の生は内在的価値を有するという確信を、我々は共有しているのである。
- (6) ここでドゥオーキンが自然的資源投入と人間的資源投入との区別をどのように考えているかは明確ではない。また、資源投入の程度と、その産物の価値との相互関係についても、議論の余地があると考えられるが、本稿では言及しない。資源投入の程度とその産物の価値の比較についてのドゥオーキンの主張には、[Kamm 2004:222-224] が反論している。
- (7) 生の不可侵性に関する信念は宗教的な信念であり、憲法上の信教の自由によって保障されるという主張については、本稿では割愛する。

R・ドゥオーキンにおける生の不可侵性と生死に関する決定

- (8) [Dresser 1995:37]  
 生の持続に関する利害関心を有するものと、その利害関心を保護される権利についてのドゥオーキンの主張は、[Tooley 1972]にはじまるとされるパーソン論の主張に類似している。ドゥオーキンの主張とパーソン論者達の主張の重なりと相違については、稿を改めて論じることにはしたい。
- (10) この読みに関しては、[Shiffrin 2004:195-196]を参照。  
 事前指示尊重と、事前指示実行時点での拒痛の回避との同立を主張する立場としては[Quante 1999]がある。
- (11) [Kamm 2004:221]
- (12)

(ひかさ はるか・東北大学大学院文学研究科学生)